

第 4 期飯田市障がい福祉計画（案）

（平成27年度～平成29年度）

飯 田 市

健康福祉部 福祉課

目 次

第1章 総論

第1節 計画の概要	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
5 計画の達成状況の点検及び評価	2
第2節 障がい者を取り巻く現状と課題	3
1 地域社会での自立に向けた支援制度の変遷	3
2 障がい者の地域生活移行の推進と介護者の高齢化に伴う 施設サービスの役割	4
3 障がいの多様化への対応	4
4 精神障がい者施策の推進	5
5 障がい者の権利擁護と障がいへの理解の推進	5
6 飯田市における障がい者福祉の現状と課題	5
7 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者数	5

第2章 計画の内容

第1節 計画の基本理念等	7
1 基本理念	7
2 計画の基本的な考え方	7
第2節 障がい福祉サービス目標値	8
1 障がい福祉計画の目標値（平成29年度）及び実績	8
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	8
(2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	8
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	9
(4) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	9
第3節 サービス見込量とその考え方	10
1 自立支援給付のサービス見込量とその考え方	10
(1) 訪問系サービス	10
(2) 日中活動系サービス	13
(3) 居住系サービス	16
(4) 障がい児支援【児童福祉法に基づく事業】	17
(5) 相談支援	18
2 地域生活支援事業のサービス見込量とその考え方	20
参考資料 No. 1～No. 10	29

第1章 総論

第1節 計画の概要

1 計画の趣旨

飯田市は、昭和56年の「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年」を契機に、国より「障害者福祉推進都市」の指定を受け、昭和58年に「飯田市第1次障害者施策に関する長期行動計画」（10年計画・以下「長期行動計画」という。）を策定して以降、現行の4次長期行動計画に至るまで、関係団体や市民の方々のご理解とご協力をいただきながら、障がい福祉施策を進めてきています。

この間、平成15年4月に「措置制度」から「支援費制度」に制度が改正され、更に平成18年4月からは「障害者自立支援法」が施行されたことにより、障がい（児）者一人ひとりの意思を尊重し自立を支援することをめざして、入所施設での生活から地域社会での生活への移行推進、退院可能な精神障がい者の退院促進、就労支援の抜本的強化等が図られ、障がい福祉サービスの内容や事業体系が大きく変更されました。

このため、飯田市では、平成18年度から平成24年度までの間、第1期から第3期までの障がい福祉計画を策定して、「障害者自立支援法」に基づく新サービス体系への円滑な移行を進めながら、障がい（児）者が地域社会のなかで自立し、安心して日常生活又は社会生活が営めるようになるための取組みを行ってきましたが、平成25年4月、より一層の障がい（児）者の自立と社会参加、共生のまちづくりを進めていくことを目的とした「障害者自立支援法」に変わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。

この計画は、このような経緯と状況を踏まえ、飯田市第4次長期行動計画の基本理念である「みんなちがって、みんないい。ともに暮らす結いのまちづくり」の実現をめざして、障がい（児）者の自立を支援するとともに、障がい（児）者及びその家族が安心して地域で日常生活が送られることを目的に、「障害者総合支援法第88条」の規定に基づいて策定するものです。

具体的には、「第3期飯田市障害福祉計画」の実績等を評価し、国の基本指針や長野県の計画を踏まえて、平成27年度から平成29年度までの向こう3カ年に飯田市が取り組む障がい福祉サービスの提供等に関して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めるものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

この計画は、「障害者総合支援法第 88 条」の規定に基づいて策定する法定計画で、同法第 87 条第 1 項第 2 項の規定に基づき「国が策定する基本指針等（平成 26 年 5 月 15 日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）」及び同法第 89 条に基づき「県が策定する障害福祉計画」を踏まえて、策定します。

(2) 飯田市基本構想・基本計画における位置づけ

この計画は、「住み続けたいまち住んでみたいまち飯田人も自然も輝く文化経済自立都市」をめざす都市像とする「第 5 次飯田市基本構想基本計画」に位置づけられた「ともに支え合い安心、安全に暮らせるまち」という基本政策を実現するために「健やかに安心して暮らせるまちづくり」という施策の下に位置付けられる障がい福祉を推進するための個別計画です。

(3) 「地域健康ケア計画」における位置づけ

この計画は、飯田市が策定した「地域健康ケア計画」の一部をなすものです。

3 計画の対象

この計画の対象としている障がい者とは、「障害者基本法第 2 条」に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者」、並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が、厚生労働大臣が定める程度である者、かつ 18 歳以上である者を基本とします。

4 計画の期間

障がい福祉計画は、3 年ごとに作成することとされており、第 4 期計画は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 カ年を期間とします。

5 計画の達成状況の点検及び評価

この計画の達成状況等進行管理をするために、飯田市が毎年行っている行政評価において、事務事業評価を行い、P D C A サイクルに則した点検、評価を行い、実施状況を取りまとめて公表していきます。

今回の計画の最終年度である平成 29 年度には、その達成状況やサービス提供事業者の動向等を基に、障がい福祉施策・事業についての分析、評価を行い、次回の計画に繋げていきます。

第2節 障がい者を取り巻く現状と課題

1 地域社会での自立に向けた支援制度の変遷

(1) 「支援費制度」から「障害者自立支援法」へ

平成15年度から、利用者本位の社会福祉制度の実現とノーマライゼーションの理念に基づいて、支援費制度が導入されたことにより、障がい福祉サービスを提供できる事業者として、社会福祉法人だけでなく、措置制度の時代にはなかった特定非営利活動法人（NPO法人）も加わり、地域に多様な社会資源が整備され、障がい者やその家族が必要とするサービスを選んで利用できる環境を作り出す成果をあげることができました。

しかし、同時に、障がい種別ごとの縦割りでのサービス提供が残されていたことから、サービス提供事業者の有無による地方自治体間での格差を生みだし、一方、措置制度にはなかった利用できるサービス内容の拡大、利用者による選択、そして利用者の応能負担の導入による様々な問題も生じました。さらに、支援費の対象とされなかった精神障がい者へのサービスとの格差も顕著となりました。

こうして、支援費制度の再構築が必要となり、平成18年度から「障害者自立支援法」が施行されました。「障害者自立支援法」は、支援費制度の課題をふまえ「障害保健福祉の総合化」、「自立支援型システムの転換」、「制度の持続可能性の確保」を基本に、入所施設から地域生活への移行推進、退院可能な精神障がい者の退院促進、就労支援の抜本的強化等を掲げ、利用者に対しサービスの利用料金の原則1割を負担することを求めるなど大きな制度改正を行いました。

この制度改正により、実施主体を市町村に一元化し、精神障がい者も新たに制度の対象となりました。また、支給決定までの仕組みについて、介護保険制度と同様に、認定調査や審査会を経過することで明確化し、サービスの体系についても、全国共通の介護給付と訓練等給付への大別を図るとともに、地域の特性に応じた事業については、地域生活支援事業として都道府県、市町村が役割分担して行うことになりました。

(2) 障がい者制度改革推進と「障害者総合支援法」の施行

「障害者自立支援法」については、「障害者基本法」と自立の理念が一致していないとの意見があったほか、利用者負担に伴う利用量抑制の問題、障がい程度区分判定システムの不備、事業報酬の減収等が指摘され、施行後、同法の円滑な施行のための特別対策として、利用者負担の軽減措置や事業者に対する激変緩和措置等の緊急的な経過措置がとられ、平成22年度には、低所得者の利用者負担の無料化を実施しました。

一方、「障害者権利条約」の採択と発効を受け、条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組むため、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」（以下「本部」という。）を内閣に設置しました。「本部」のもとに開催される「障がい者制度改革推進会議」において、平成22年6月「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第1次意見）」がまとめられたことを受けて、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が6月29日に閣議決定されました。そこでは、横断的課題における改

革の基本的方向性や今後の進め方として、「障害者基本法」の改正、「障害を理由とする差別の禁止に関する法律」の制定、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定が示され、その「つなぎ法」として、平成 22 年 12 月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、「障害者自立支援法」から新法への移行が進められました。

平成 25 年 4 月から、「障害者総合支援法」が施行され、障がいの定義に難病等を追加し、平成 26 年 4 月から、それまでの「障害程度区分」を障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示す「障害支援区分」に改め、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

その後、平成 24 年 10 月に「障害者虐待防止法」が制定され、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者や利用者などに虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課されました。

2 障がい者の地域生活移行の推進と介護者の高齢化に伴う施設サービスの役割

「障害者自立支援法」の施行以来、重点的に取り組まれてきた「施設から地域へ」という流れの中で、施設入所者の地域生活への移行、退院可能な精神障がい者の地域生活への移行が進んでいます。こうした中で、入所施設の整備は抑制される傾向にありますが、親を中心としてきた介護者の高齢化が進んでおり、在宅生活が継続できるかとの不安が解消されておらず、入所施設利用に対するニーズが依然としてあります。すなわち、高齢化した家族の支援が継続不可能なことから、グループホームやケアホームを居住場所としていきたいというニーズは増えています。また、家族の協力を得ながら在宅での生活が継続していけるようなサービスを提供できる基盤のさらなる整備充実も求められています。

このため、既存の施設サービスが新しい事業体系に移行した中で、在宅での介護が必要な障がい者を支援する短期入所や生活介護と、日中活動の場としての自立訓練、就労継続支援等の訓練等給付のサービスを提供していくことから、今まで以上に障がい者とその家族の在宅生活を支える役割を担うことが期待されます。

今後、障がい者支援施設が、障がいに対する正しい知識を持ち、障がいに応じた支援方法等を実践する機関として情報発信するだけでなく、地域住民との交流を進める拠点として更に重要な社会資源となることが求められています。

3 障がいの多様化への対応

障がい福祉サービスの利用に対しては、主に障がい者と規定する概念として「障害者手帳」の保持が一定の条件として、利用が可能かどうかの基準とされてきました。

平成 17 年度に「発達障害者支援法」が施行され、発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等脳機能の障がい）について、早期発見と早期支援開始の必要性が示されました。

平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」により包含された、難病、発達障がい、高次脳機能障がいなど、「障害者手帳」の交付を受けていなかったために、今まで十分な福祉施策

の対象に位置づけられなかった方に対しても「支援が必要とされる方」としての対応が認められました。

このように、障がい（児）者の範囲が広がり多様化していますが、その対応は始まったばかりであり、適切な支援を構築、整備していくことが課題となっています。

4 精神障がい者施策の推進

精神障がい者については、平成5年の「障害者基本法」の成立により法律上、障がい者として明確に位置づけられ、平成7年には「精神保健法」が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改正されて、「精神障害者保健福祉手帳制度」が創設されました。

平成18年の「障害者雇用促進法」の改正により、精神障がい者も法定雇用率の算定対象になるなど、就労に関しても精神障がい者を支援する制度が整えられてきました。

平成18年度からの「障害者自立支援法」の施行により、全国で70,000人にのぼる「社会的入院」とされる退院可能な精神障がい者の地域生活への移行も同法の重要な施策として掲げられています。同法により3障がいが一元化され、身体・知的障がい者と同じ障がい福祉サービスの受給が可能となりましたが、支援費制度によりサービス提供事業者が増加した身体や知的障がい者と比較して地域の社会資源が少ないのが現状です。

平成26年4月には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部が改正され、精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、精神障がい者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等が行われました。

今後も、身体障がい者や知的障がい者と比較し、立ち遅れている精神障がい者への支援施策を推進していく必要があります。

5 障がい者の権利擁護と障がいへの理解の推進

障がい者の権利擁護については、平成16年に改正された「障害者基本法」の基本理念として、障がいを理由とした差別や権利侵害を禁止した条文が加えられました。国連でも平成18年12月に「障害者権利条約」が採択され、日本も平成19年9月28日に署名を行い、政府では批准に向けて関連する分野の国内法の整備を進めるなかで、平成23年6月には「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律案」が可決されました。

また、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々の財産管理や介護や施設利用に関する契約を結ぶ行為を支援する成年後見制度も確立してきています。

今後、地域生活への移行が進むことが予想され、詐欺や虐待など人権に関わる事件・事故に巻き込まれないためにも、障がい者に対する権利擁護は重要性を増していくことが考えられ、平成28年度には、「障害者差別解消法」が施行されます。障がい者とその家族が安心して地域で暮らしていくためにも、市民向けに権利擁護に関する法律や制度を周知すると共に、障がい者理解を深めるための啓発活動を進める必要があります。

6 飯田市における障がい者福祉の現状と課題

飯田市では今年度障がい者団体8団体と約100人の当事者の方に、ご意見をお聞きしました。

障がい者団体からのご意見の中では、本人のみならず家族が地域から孤立している場合があること、高齢の両親が子の介護をしている場合が多く、親亡き後が心配であること、各会ともに入会する方が少なく、会員の高齢化や減少が進んでおり、今後の会の存続を危惧する声等がありました。実際に会員の高齢化により、運営が困難となり、休会中の会もある状況です。

当事者の方からの意見としては、普段は居宅介護など必要なサービスを利用して、在宅で生活しているが、体調を崩した時や非常時の不安が大きいこと、しかし、将来的には施設に入所をしなければならないと思っはいるものの、在宅で何とか生活できるうちはやっていきたいという気持ちが強いこと、ボランティア等ご自分にも出来ることをして、人の役に立ちたいという思いがあること等が寄せられました。

近年知的障がい・精神障がい等の外見からは分かりにくい障がいが増加しており、無理解、配慮のなさが指摘されています。コミュニケーション障がい、情報障がいは災害時等に生死に関わる問題にもなりかねないものです。今後も障がいや障がい（児）者に対する市民の正しい理解を深めるとともに、障がいを理由とした不当な扱いや虐待を受けることのないよう、障がい（児）者の権利を擁護する取り組みを一層進め、地域から孤立しないよう、家族への支援や、介護者が亡くなられた後のサポート体制の構築、安心して地域社会の中で暮らせる支え合いの地域づくりが必要となります。

また、障がいがあっても働きたい、スポーツ等好きなことを楽しみたいという意欲を持った方も多く、多様な就労環境や活動の場所の確保、提供が必要とされ、また障がいの早期発見・早期療育を推進し、ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援のため、関係機関との連携を強化し体制づくりを進めることも求められています。

7 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持数（H26.3.31）

飯田市人口	104,934人
身体障がい者・児	6,039人
知的障がい者・児	755人
精神障がい者・児	616人
合計	7,410人

第2章 計画の内容

第1節 計画の基本理念等

1 基本理念

飯田の結いの力を生かしながら、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し支え合いながら、誰もが地域社会の一員としてすこやかに安心して暮らしていけるまちを目指します。

2 計画の基本的な考え方

(1) 地域生活を支えるサービス支援体制の整備

障がい(児)者が、同じ地域に住む一員として自分らしく暮らしていくために、必要とする障がい福祉サービスを受けることができる周辺の基盤や体制の充実を図るとともに、地域で自立した生活を送るために、就労を始めとする多様なニーズに応じた支援を進めます。

(2) 障がい(児)者の人権尊重と社会参加の推進

障がい及び障がい(児)者に対する市民の正しい知識と理解を深めるとともに、障がいを理由とした不当な扱いや虐待を受けることがないように、障がい(児)者の人権を尊重し、権利を擁護する取組を進めます。

また、障がいの特性に応じた情報の提供や保障に関する施策の充実を図るとともに、障がい(児)者が文化・スポーツを始め様々な分野で活躍できるように、同じ地域に住む一員として積極的に交流し、社会参加できる支援を進めます。

(3) 安心して暮らせる地域づくり

障がい(児)者を取り巻く様々な心理的、物理的な障壁を取り除くとともに、日頃から同じ地域に住む一員として暮らしていける支え合える仕組みをつくることで、すべての人にとって安心して暮らしやすいやさしいまちづくりを進めます。

(4) 関係機関と連携した支援体制の充実

障がいを個人の問題としてとらえず、障がいの予防や早期発見、早期治療を進め、ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援ができるように、地域の福祉・医療・保健・教育・労働等の関係機関との連携を強化し、体制づくりを進めます。

第2節 障がい福祉サービス目標値

1 障がい福祉計画の目標値（平成29年度）及び実績

障がい（児）者等の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった課題に対応するため、平成29年度を目標年度として、下記の事項についてそれぞれの数値目標を設定しています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 目標の設定

ア 平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値

国の指針及び県の成果目標による算定で、平成25年度末時点の施設入所者の12%以上の移行

イ 平成29年度末の施設入所者の削減数

国の指針及び県の成果目標による算定で、平成25年度末時点の施設入所者から4%以上削減

② 実績の評価

高齢化による自然減少と、新しい入所者を極力出さないようにする。

グループホームの受入れ体制を整える等取り組んでいますが、新しい利用者でいっぱいになってしまうなど、入所者の地域移行には直接つながらないのが実態です。

③ 目標及び実績数値

項目	数値	備考
施設入所者数	152 人	平成25年度末時点の全施設入所者数
【目標値】 ア 地域生活 移行者数	19 人	平成25年度末時点の施設入所者の12%以上移行 $152 \text{ 人} \times 0.12 \div 7 \approx 19 \text{ 人}$
【目標値】 イ 削減数	7 人	平成29年度末での削減見込数 平成25年度末時点の施設入所者から4%以上削減 $152 \text{ 人} \times 0.04 \div 7 \approx 7 \text{ 人}$
【実績値】	3 人	平成26年度10月末時点での削減実績数 地域移行支援の実績

(2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

南信州広域連合地域自立支援協議会を中心に、住居支援機能と地域支援機能の一体的な整備の推進を協議する。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

① 目標の設定

- ア 平成 29 年度中の一般就労への移行実績
国の指針及び県の成果目標による算定で、平成 25 年度の実績の 2 倍
- イ 平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数
国の指針及び県の成果目標による算定で、平成 25 年度末実績の 6 割増
- ウ 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合を全体の 50%以上

② 実績の評価

今期からの新たな取り組みで、過去の実績はありません。就労支援サービスへのニーズは高く、一般就労への移行者数ものびています。平成 29 年度一般就労移行者の目標設定を 14 人としています。

また、事業所においては、一般就労への移行者を二桁台にしている所が 2 カ所あり、今後が期待できますが、目標値までは難しいと予測されます。

③ 目標及び実績数値

項目	数 値	備 考
一般就労への移行数	7 人	平成 25 年度の実績
【目標値】 一般就労移行者数	14 人	平成 25 年度の実績の 2 倍 $7 \times 2 = 14$ 人
就労移行支援事業 利用者数	53 人	平成 25 年度末の実績
【目標値】 増加数	85 人	平成 25 年度末の実績の 6 割増 $53 \times 1.6 \approx 85$
就労移行率 3 割以上 事業所割合		全体の 50%以上
【目標値】	2 カ所	全体の 33%

(4) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

① 目標の設定

「在院期間 1 年以上の長期在院患者数の減少（平成 24 年 6 月時点の人数からの減少率）」について、国の基本指針に基づき長野県の目標値が -11.7% に設定されました。成果目標として、平成 29 年度までの計画期間中に、319 人の長期入院者の退院を目指すこととなります。

飯田市は、人口按分により 15 人が目標値として設定されました。精神コーディネーター、保健所、病院と連携をとりながら対象者の把握、個々の支援と実践に取り組みます。

項目	数 値	備 考
【目標値】 減少数	15 人	平成 29 年度末までに減少を目指す数

第3節 サービス見込量とその考え方

1 総合支援給付のサービス利用の予測される計画量とその考え方

各表は、事業内容と、その事業の1月当たりの利用の予測される計画量等を表示しています。

予測される計画量の単位は、サービス内容によって異なり、延べの時間分、人分、人日分とサービスごとに、国が指定した単位で表示しています。

人日分は、1人が1日利用した場合、「1人日分」となり、利用人数と利用日数を掛け合わせ、延べ利用量を示します。人数は、事業ごとに予測される利用者の実人数を表示しています。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

(サービスの説明)

家庭にヘルパーが訪問し、居宅において入浴・排泄・食事等の介護を行う事業です。

(取り組みの状況)

サービス量は増加傾向にありますが、予測したサービス量までは達していません。

家庭環境や家族構成などにより、サービスを使う環境に慣れていないことや、経験がないことに対する不安などが原因と思われます。

今後は、相談支援専門員により適切なサービス支援計画が立てられることにより、介護者の方の高齢化や独居障がい者の方が安心してサービスの利用ができることが予測されます。

(予測)

給付実績等から伸び率を計算し、平均支給量(時間)と利用人数を予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：時間分)

居宅介護	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画						
時間数/月	1,430	1,530	1,649	1,611	1,723	1,843
利用人数	75	77	83	104	111	118
実績						
時間数/月	1,322	1,408				
利用人数	76	92				

② 重度訪問介護

(サービスの説明)

重度の障がい者(肢体不自由の障がい者の方、平成26年4月から重度の知的障がい者の方と重度の精神障がい者の方も対象)の方が、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援など、常に介護が必要な重い障がいのある方でも、在宅での生活が続けられるように支援する事業です。

(取り組みの状況)

生活介護などの通所サービス利用が中心となっている状況で、給付実績がありません。

今後は、相談支援専門員が立てるサービス等利用計画により、重度の障がい者の家族の高齢化など家庭環境の変化により必要になると予測されます。

(予測)

計画相談支援の充実や家庭環境の変化等から、サービス利用を予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：時間分)

重度訪問介護	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画 時間数/月	183	183	183	183	183	366
利用人数	1	1	1	1	1	2
実績 時間数/月	0	0				
利用人数	0	0				

③ 同行援護

(サービスの説明)

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護等の外出支援を行う事業です。

(取り組みの状況)

通院や買い物などは、社会参加や余暇活動（社会通念上のもの。）における利用がありますが、予測される支給量まではいたっていません。コミュニケーション支援事業・日常生活用具給付事業の情報・意思疎通支援用具等の給付実績が伸びているように、視覚障がい者の方への支援が進んでいることが分かります。

(予測)

年齢を問わず、視覚障がい者の方の社会参加が更に進むことを予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：時間分)

同行援護	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画 時間数/月	50	100	150	53	54	56
利用人数	5	5	5	9	9	10
実績 時間数/月	50	50				
利用人数	9	9				

④ 行動援護

(サービスの説明)

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う事業です。行動障がいのある知的障がい者・精神障がい者が対象になります。

(取り組みの状況)

在宅で家族との暮らしを希望する場合、日中活動での個別支援に使われています。 外出の機会・社会活動参加の機会が増えており、見込量に達しています。

(予測)

給付実績等や発達障がいのある子どもの増加などから、利用者が伸びると予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：時間分)

行動援護	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画 時間数/月	1,824	2,215	2,689	1,171	1,229	1,290
利用人数	33	35	27	24	25	26
実績 時間数/月	1,113	1,063				
利用人数	18	22				

⑤ 重度障がい者等包括支援

(サービスの説明)

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等複数のサービスを包括的に行う事業です。

(取り組みの状況)

医療的ケア・障がい者の個別性に対応できる人材の定着等、対応できるサービス事業所が地域内に無く、重度の障がい者の方が安心して地域での生活が続けられるよう、支援体制を整えていく必要があります。

(予測)

支援体制の整備ができた場合を想定し、利用者を予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：時間分)

重度障がい者等包括支援	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画 時間数/月	488	488	488	488	976	1,464
利用人数	1	1	1	1	2	3
実績 時間数/月	0	0				
利用人数	0	0				

⑥ 短期入所

(サービスの説明)

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により、短期間、夜間も含め施設等に入所し、入浴、排せつ、食事の介護のほか必要な介護を行う事業です。また、介護者にとってのレスパイトサービスとしての役割も担っています。

(取り組みの状況)

グループホームへの移行に向けた訓練や、介護者の方の高齢化に伴うレスパイトとして利用が増加傾向にあります。

(予測)

給付実績等から、予測しました。なお、短期入所は、緊急時に備えて支給決定するため予測と給付実績が、かい離する場合があります。

(1月当たり予測される見込量単位：人日分)

短期入所	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画						
人日分/月	217	217	262	300	303	305
利用人数	61	61	65	55	60	65
実績						
人日分	173	271				
利用人数	24	49				

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

(サービスの説明)

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供を行う事業です。

(取り組みの状況)

特別支援学校の卒業生を中心に、利用量が増加傾向にあり予測量に達しています。

(予測)

給付実績、及び特別支援学校の卒業人数の動向や、平成27年4月に新たなサービス提供事業所の設立が予定されること等を考慮し、全体の利用量を予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：人日分)

生活介護	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画						
人日分/月	3,714	3,777	3,815	3,766	4,029	4,311
利用人数	296	301	304	297	311	326
実績						
人日分/月	4,619	3,353				
利用人数	265	261				

② 自立訓練

(サービスの説明)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う、次のアからウまでの事業です。

ア 機能訓練

身体障がい者のリハビリテーションや身体機能の維持・回復などを行います。

イ 生活訓練

知的障がい者と精神障がい者を対象に、生活能力の維持・向上のための訓練を行います。

ウ 宿泊型自立訓練

イの生活訓練の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用し地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が行われます。

(取り組みの状況)

機能訓練は、理学療法士・作業療法士等の医療職員が必要であり、地域内に専門職がいる事業所が今の所ありませんが、必要性は高まっており、今後サービスができる可能性があります。

生活訓練及び宿泊型自立訓練は、地域で自立した生活を営むために必要な準備として使われています。

(予測)

機能訓練は可能性も含めて、前計画の最終年度と同じ数値を予測し、生活訓練及び宿泊型自立訓練は、給付実績等から予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：人日分)

機能訓練	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画						
人日分/月	23	23	24	24	25	26
利用人数	3	3	4	4	4	4
実績						
人日分/月	0	0				
利用人数	0	0				

生活訓練	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画						
人日分/月	616	616	636	248	260	273
利用人数	39	39	40	36	37	38
実績						
人日分/月	14	226				
利用人数	2	34				

宿泊型自立訓練	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画						
人日分/月				300	300	300
利用人数				18	20	20
実績						
人日分/月	286	227				
利用人数	11	16				

*「第3期障害福祉計画(24年度～26年度)」中の宿泊型自立訓練の予測(計画)量の値は、生活訓練の値に含まれる。

③ 就労移行支援

(サービスの説明)

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。

(取り組みの状況)

特別支援学校の卒業生の就職状況や、サービス事業所の定員等の状況から、若干予測量に達していない状況です。

(予測)

国の指針では、本計画の最終年度にあたる平成29年度末までに平成25年度と比較して6割以上増加させることを目指すものとしているが、特別支援学校の卒業生の利用等を考慮し、横ばいで全体の利用量を予測しました。ただし、今後、多機能型の事業所が就労移行支援事業の廃止、或いは定員削減の動きがあるかもしれません。

(1月当たり予測される見込量単位：人日分)

就 労 移 行 支 援	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画						
人日分/月	680	741	808	1,023	1,023	1,023
利用人数	42	45	45	55	55	55
実績						
人日分/月	1,019	640				
利用人数	46	55				

④ 就労継続支援

(サービスの説明)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う、次のアとイの事業です。

ア 就労継続支援（A型）

A型（雇用型）は、雇用関係に基づく就労が可能と見込まれる次の障がい者が対象になります。

- a 就労移行支援で一般企業の雇用に結びつかなかった障がい者
- b 養護学校等を卒業して雇用に結びつかなかった障がい者
- c 一般企業を離職又は就労経験がある障がい者

イ 就労継続支援（B型）

B型（非雇用型）は、就労の機会を通じて生産活動に関する知識や能力の向上が期待される次の障がい者が対象になります。

- a 就労移行支援で一般企業の雇用に結びつかなかった障がい者
- b 一般企業の就労経験のある者で年齢や体力の面から雇用されることが困難な障がい者
- c 一定の年齢に達している障がい者

(取り組みの状況)

一般雇用と同じようにハローワークの紹介でサービス提供に繋がるA型については、一般就労のイメージで抵抗なく利用できますが、利用者と就労内容とのマッチングができず離職となる場合もあり予測量に達していません。

(予測)

A型については、当地域において新たに開設する事業所は無い見通しです。

B型については、給付実績及び特別支援学校の卒業生の動向や、平成27年4月に新たなサービス提供事業所の設立が予定されること等を考慮し、全体の利用量を予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：人日分)

就労継続支援A型	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画						
人日分/月	1,332	1,355	1,355	1,114	1,191	1,274
利用人数	77	77	77	102	109	116
実績						
人日分/月	1,662	974				
利用人数	85	90				

就労継続支援B型	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画						
人日分/月	1,028	1,131	1,131	2,296	2,296	2,296
利用人数	74	74	74	136	142	149
実績						
人日分/月	1,028	1,209				
利用人数	112	119				

⑤ 療養介護

(サービスの説明)

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等を提供する事業です。以前の国立療養所等に入院している方が該当します。

(取り組みの状況)

新たな利用者はなく、在宅での生活支援サービスで対応していると言えます。

(予測)

在宅で生活を支えるサービス利用も進み、現状維持と予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：人分)

療養介護	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画						
利用人数	10	10	10	9	9	9
実績						
利用人数	9	9				

(3) 居住系サービス等

① 共同生活援助（共同生活介護）

(サービスの説明)

主に夜間や休日において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う事業です。

また、平成26年4月から共同生活介護は、共同生活援助に一元化されました。

(取り組みの状況)

利用者は、就労継続支援や就労移行支援等の日中活動サービスを利用している知的障がい者や、精神障がい者で、就労と地域での自立した生活づくりに欠かせないサービスであり、予測量に達しています。

(予測)

平成26年度末の新設された1カ所や、今後、サテライト型住居の開設が見込まれるため、利用人数の増加を予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：人分)

共同生活援助	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画 利用人数	26	26	26	155	162	170
実績 利用人数	21	38				
共同生活介護	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画 利用人数	106	106	107			
実績 利用人数	89	103				

② 施設入所支援（障がい者支援施設での夜間ケア等）

(サービスの説明)

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う事業です。

(取り組みの状況)

高齢化による自然減と、新しい入所者を極力出さない事で平成26年度中に、国の指針にあわせ平成25年度末時点の施設入所者の4%、約7人減を目標に取り組んでいます。

(予測)

地域移行等により、計画期間中、年間2人から3人の減を目標としました。

(1月当たり予測される見込量単位：人分)

施設入所支援	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
目標 年度末利用人数	159	152	152	150	148	145
実績 年度末利用人数	150	152				

(4) 障がい児支援 【児童福祉法に基づく事業】

① 児童発達支援

(サービスの説明)

障がいのある未就学の子どもが、身近な地域で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など行う事業です。

(取り組みの状況)

子育て支援策の中で、健診から相談支援に繋がり、早期の対応、専門職の対応により支援を行っています。平成27年度からは、飯田市こども家庭応援センターとの連携協力を強化して取り組んでいきます。

(予測)

地域のサービス提供事業所における定員は41人ですが、短期間の利用も考慮し、これまでの給付実績から予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：人日分)

児童発達支援	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画						
人日分/月	1,342	1,495	1,647	608	626	644
利用人数	44	49	54	63	64	65
実績						
人日分/月	481	574				
利用人数	48	61				

② 放課後等デイサービス

(サービスの説明)

学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を継続的に行うことによる自立促進と、放課後等の居場所づくりを推進する事業です。

(取り組みの状況)

子どもの数は減少していますが、母親の就労等によるニーズの高まり等から、事業所の開設が進み利用者は予測量を超えています。また、計画相談支援の充実を図り、家族の中での役割、障がい児の将来を見据えた地域での自立した生活づくりについて関係者と連携し取り組んでいます。

(予測)

新しい事業所の開設による利用増等、給付実績から予測しました。

(1月当たり予測される見込量単位：人日分)

放課後等 デイサービス	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画						
人日分/月	2,806	3,416	4,026	1,707	1,758	1,810
利用人数	92	112	132	147	151	155
実績						
人日分/月	1,195	1,610				
利用人数	125	139				

(5) 相談支援

① 計画相談支援

(サービスの説明)

障がい(児)者の自立した生活を支え、障がい(児)者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい福祉サービスを利用する全ての障がい(児)者についてサービス等利用計画を作成する事業です。

(取り組みの状況)

第3期障害福祉計画では、初めて障がい福祉サービスを利用する方を限定に予測量を計上していましたが、計画策定後、国において、原則として平成27年3月末までに全てのサービス利用者が計画の作成をすることとなり、それを目標に、①新規サービスを利用する者、②サービス量を変更する者、③施設入所者の順に進めてきました。

(予測)

平成27年度から障がい福祉サービスを利用する全ての障がい(児)者が対象となることから、該当人数で予測しました。

(単位：人分)

計画相談支援	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画 利用人数	21	28	34	930	948	967
実績 利用人数	8	363				

② 地域移行支援

(サービスの説明)

障がい者支援施設等に入所している者、または精神科病院に入院している者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援計画を作成し、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う事業です。

(取り組みの状況)

年間2人の利用を目標に計画していましたが、給付実績は1人となっています。

ただし、精神障がい者については、医療機関との連携や自立訓練（宿泊型生活訓練）の利用等により地域移行が進んでいます。

(予測)

国の指針にあわせ、計画期間中の3年間で平成25年度末の施設入所者の12%以上にあたる19人を目標に設定しました。

(単位：人分)

地域移行支援	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画 地域移行者数	2	2	2	5	6	8
実績 地域移行者数	1	1				

③ 地域定着支援

(サービスの説明)

入所施設や精神科病院から退所または退院後における地域生活が不安定な地域移行後の単身等で生活する障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う事業です。

(取り組みの状況)

固有のニーズに、濃密なサービスを提供する24時間体制が整っている事業所が地域にまだありませんが、必要なサービスなため支援体制を整えていく必要があります。

(予測)

支援体制の整備ができた場合を想定し、利用者を予測しました。

(単位：人分)

地域定着支援	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画 利用人数	1	1	1	1	1	1
実績 利用人数	0	0				

2 地域生活支援事業のサービス見込量とその考え方

飯田市が実施する地域生活支援事業は、主に地域生活をする利用者に対して、障害者総合支援法で必須事業に加え、在宅で生活する上で必要不可欠なサービスを取り入れています。また、地域生活支援事業と県の事業が重複することのないように、実施する事業を選択決定しています。

県の事業実施の動向を見ながら、今後、事業の内容変更や追加が予想されます。

各表は、サービスの事業内容と、その事業の月または年間の利用者数や利用件数の見込量等を表示しています。

① 相談支援事業

(サービスの説明)

ア 障がい者相談支援事業

障がい者及びその家族等介護者からの相談に応じて、必要な情報を提供し必要な援助を行います。実施場所は総合支援センターになります。支援センターは、身体・知的、精神、療育の別に拠点が3カ所になっていることから、市内3カ所で相談に応じます。

イ 地域自立支援協議会

市町村が相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置することが法定化されています。飯田市単独ではなく、飯伊障がい保健福祉圏域の市町村が共同で立ち上げ、南信州広域連合が事務局となって運営していきます。

地域自立支援協議会は、地域のネットワークの中心として、その役割を果たしています。

(取り組みの状況)

「第3期障害福祉計画」では、市役所窓口も含めて4カ所（飯伊圏域障がい者総合支援センター（知的・身体）、南信地域活動支援センター楓会（精神）、飯田市子ども発達センターひまわり（障がい児）、市役所窓口）としましたが、計画相談支援のサービスも始まり、一般相談支援事業所3カ所、計画相談支援事業所が20カ所と多くの場所と相談員の資源ができました。そこで、行政は提出されたサービス等利用計画が自立支援に繋がるよう精査するために役割分担を進めていきます。

飯伊圏域障がい者総合支援センターは、その中で当事者や各市町村の担当者との連絡調整やサービス調整など、果たす役割が大きくなっています。

(予測)

計画相談支援が進み、一般相談件数はほぼ横ばい状態に推移するものと予測しました。ただし、相談事業所の窓口として、市役所窓口を含めないこととしましたので、利用件数は減少となっています。

(単位：年間延べ件数)

相談支援事業	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画 事業所数	4	4	4	3	3	3
利用件数	9,300	9,300	9,300	8,100	8,100	8,100
実績 事業所数	4	4				
利用件数	8,032	8,531				

*利用件数は、年間の問い合わせも含めた相談件数

地域自立 支援協議会	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画 協議会数	1	1	1	1	1	1
実績 協議会数	1	1				

② 市町村相談支援機能強化事業

(サービスの説明)

一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的職員を配置することにより、相談支援事業の強化を図ります。飯伊障がい保健福祉圏域では飯伊圏域障がい者総合支援センターに委託しています。

(取り組みの状況)

精神保健福祉士、臨床心理士等の専門的職員を配置することにより、相談支援事業の強化が図られています。

(予測)

①のア障がい者相談支援事業の強化事業として取り組んでいます。

*予測量：①の相談支援事業参照

③ 成年後見制度利用支援事業

(サービスの説明)

成年後見制度は精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない者が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

飯田市では、障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度を利用することが有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、市長申立に限り成年後見制度を利用するための支援をしています。

(取り組みの状況)

平成25年度に、居住地特例によりサービスを利用する知的障がい者の市長申立が1件ありました。なお、成年後見制度を必要とする市民への制度利用に向けた支援は、相談支援事業の中に含まれます。

平成25年7月に、定住自立圏の枠組みで、「いいだ成年後見支援センター」を設立し、成年後見制度法人後見支援事業が始まっています。

(予測)

親亡き後の独居障がい者が増えてくることが予想されるため、親族等の支援が受けられない場合を想定し利用者数を予測しました。

(単位：人分)

成年後見制度 利用支援事業	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画 利用者数	1	1	1	4	5	6
実績 利用者数	0	1				

④ コミュニケーション支援事業

(サービスの説明)

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳等の派遣を行い、仲介して意思疎通の円滑化を図ります。

(取り組みの状況)

コミュニケーション支援事業では、対象者が限定されていますが、社会参加が進み利用量が伸びています。

(予測)

通訳の派遣実績をから、外出の機会の増加を見込み予測しました。

(単位：月間の延べ利用者数)

コミュニケーション 支援事業	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画 利用者数	15	15	15	31	33	34
実績 利用者数	14	30				

⑤ 日常生活用具給付事業

(サービスの説明)

自立生活支援用具等の日常生活用具の給付により、障がい者の日常生活の便宜を図り、介護の負担を減らすことを目的としています。

(取り組みの状況)

日常生活用具給付事業では概ね予測量のとおり推移しています。

(予測)

障がい者の日常生活の便宜を図るため、在宅での生活に支援用具が必要になることから、6種に分けられた日常生活用具について、全体的に増加していくことを予測しました。

ストマ装具（消化器系・尿路系）は、1カ月分の申請を1件として積算してあります。

(単位：件数)

日常生活用具種類	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
① 介護訓練支援用具 計画件数	10	11	12	13	14	15
実績件数	8	9				
② 自立生活支援用具 計画件数	20	21	22	24	25	26
実績件数	24	22				
③ 在宅療養等支援用具 予測（計画）量件数	25	30	35	36	37	38
実績件数	32	38				
④ 情報・意思疎通支援用具 計画件数	20	25	30	20	20	21
実績件数	18	12				
⑤ 排泄管理支援用具 計画件数	2,055	2,157	2,265	2,608	2,738	2,874
実績件数	2,202	2,366				
⑥ 住宅改修費 計画件数	10	10	10	3	3	3
実績件数	2	1				
合計 計画件数	2,140	2,254	2,374	2,704	2,837	2,977
実績件数	2,286	2,448				

⑥ 移動支援事業

(サービスの説明)

屋外での移動が困難な障がい者等に外出の支援を行うことにより、地域における自立生活、社会参加を促進することを目的としています。

支援の内容としては、社会生活上不可欠な外出、及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援するものです。支援方法としては、マンツーマンで対応する個別支援と複数の障がい者等の同時支援をするグループ支援の2つの支援方法があります。

(取り組みの状況)

サービス提供事業者の確保により、必要なサービス量の提供は可能となっておりますが、行動援護、同行援護、飯田市障害者タクシー利用券交付事業といった他の支援の充実により予測量までいたっていません。

(予測)

利用者実績等から、より実態に近い数値を予測しました。

(単位：月間の実利用者数、延べ利用時間)

移動支援事業	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画						
事業所数	12	12	12	12	12	12
実利用者数	144	158	174	141	148	155
延べ利用時間	1,983	2,181	2,399	1,741	1,828	1,919
実績						
事業所数	12	12				
実利用者数	160	98				
延べ利用時間	1,935	1,226				

⑦ 地域活動支援センター機能強化事業

(サービスの説明)

障がい者等が通うことにより、地域の実情に応じた創作的活動又は生産活動の機会を提供し、障がい者等の地域活動支援の促進を図ることを目的とします。

ア 基礎的事業

地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作活動、生産活動の機会の提供等地域の実状に応じた支援を行います。この事業に該当する対象者の利用実績から予測しています。

イ 機能強化事業

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

なお、機能強化事業は全施設を対象にしたことにより、予測量は基礎的事業と同じです。

(取り組みの状況)

利用人数については、見込み数に達していませんが、より個人のニーズに合った支援が、計画相談支援等で進むことで利用者が増すと予測しました。

また、社会参加の第一歩として、家庭より一歩出て本人に合った活動を仲間や職員と取り組むことを通じて、次の就労継続支援サービスや一般就労へ移行する者もいます。

(予測)

平成27年4月に事業所が、1カ所減る見込みで、給付実績等から予測します。

(単位：実利用者数、延べ利用者数)

地域活動支援センター事業	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画						
事業所数	7	7	7	6	6	6
実利用者数	150	150	160	126	132	138
延べ利用者数	885	914	944	992	1,021	1,051
実績						
事業所数	7	7				
実利用者数	113	93				
延べ利用者数	998	936				

⑧ 訪問入浴事業

(サービスの説明)

在宅の重度の障がい（児）者で、家庭での入浴が困難かつ施設への移動が困難であり、訪問入浴以外の入浴の方法がない障がい（児）者に対して、居宅での入浴サービスを提供する事業です。

(取り組みの状況)

訪問入浴事業については、概ね見込み数で推移しています。

(予測)

利用者数については、給付実績とほぼ同数で推移していくものと予測しました。

(単位：実利用者数、延べ利用者数)

訪問入浴事業	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画						
事業所数	3	3	3	3	3	3
実利用者数	8	8	8	10	10	10
延べ利用者数	49	49	49	51	54	56
実績						
事業所数	3	3				
実利用者数	8	7				
延べ利用者数	49	42				

⑨ 日中一時支援事業

(サービスの説明)

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息（レスパイト）を目的としています。

(取り組みの状況)

県のタイムケア事業や放課後等デイサービスの補完的な利用となっており、祝日や土・日の利用等が伸びており、予測量を大きく超えています。

(予測)

1人親家庭などの家族構成等により、障がい児の利用が更に増えることを予測しました。

(単位：実利用者数、延べ利用時間)

日中一時支援事業	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画						
事業所数	3	4	4	6	6	6
実利用者数	3	4	5	32	33	34
延べ利用時間	49	49	49	210	220	231
実績						
事業所数	5	5				
実利用者数	29	30				
延べ利用時間	138	191				

⑩ 社会参加推進事業

ア 点字・声の広報等発行事業

(サービスの説明)

文字による情報入手が困難、または難病や肢体不自由等のため広報の読み取りが困難な障がい者等に、点訳、音声訳その他障がい者にわかりやすい方法により、市の広報、障がい者関係事業の紹介、その他障がい者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報を提供する事業です。

(取り組みの状況)

飯田市社会福祉協議会と連携しながら進めており、点字・声の広報等発行事業については、概ね見込量で推移しています。

(予測)

点字・声の広報等発行事業については、「第3期障害福祉計画」から継続し同様に行います。また、社会的障壁の除去の視点から、制度の周知を図り新たな利用者を予測しました。

(単位：月間の実利用者数)

点字・声の広報発行事業	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画						
実利用者数	80	80	80	85	85	85
実績						
実利用者数	76	77				

イ 奉仕員養成研修事業

(サービスの説明)

コミュニケーション支援事業及び点字・声の広報等発行事業を担う人材として、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員を養成研修する事業です。

(取り組みの状況)

手話奉仕員など、過去の養成研修事業の実績等含め概ね養成ができています。

(予測)

年度ごとに受講人数の増減があるため、最大値の受講者数で見込量を予測しました。

また、相手の話を否定せずに受け止めながら聴くことで、社会に有用な障がい者自らの存在価値を高める傾聴ボランティアの養成研修の検討を進めます。

(単位：受講者数)

奉仕員養成研修事業	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画						
受講者数	60	60	60	60	60	60
実績						
受講者数	36	32				

ウ 自動車運転免許取得・改造助成事業

(サービスの説明)

自動車免許の取得及び自ら所有し運転する自動車を改造することにより、社会参加が見込まれる身体障害者に対して免許取得費用や自動車の改造費用の2分の1（上限10万円）を助成する事業です。

(取り組みの状況)

自動車運転免許取得・改造助成事業については、概ね見込量で推移しています。

なお、平成25年度の利用増は、消費税増税前の車の買い替えによるものと考えられます。

(予測)

自動車運転免許取得・改造助成事業については、「第3期障害福祉計画」から継続し同様に行います。

(単位：件数)

自動車運転免許取得 ・改造助成事業	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画 利用件数	4	4	4	5	5	5
実績 利用件数	5	10				

エ パソコン教室

(サービスの説明)

文書作成や表計算のアプリケーションソフトを活用したパソコンの操作方法の習熟度を上げ模擬作業体験や実習を行うことにより、社会参加につながる技術指導を行う事業です。

(取り組みの状況)

パソコン教室事業については一般就労希望者が多く、ほぼ見込量で推移しています。

また、受講生のアンケート結果等から、平成24年度よりパソコン操作の初級者向け講座をあわせて行っています。

(予測)

パソコン教室については、「第3期障害福祉計画」から継続し同様に行います。

最大値の受講者数で見込量を予測しました。

(単位：受講者数)

パソコン教室	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画 受講者数	10	10	10	10	10	10
実績 受講者数	17	9				

⑪ 自発的支援活動支援事業

ア 精神障がい者家族支援事業

(サービスの説明)

精神障がい者の自立した地域生活を推進し、その家族が安心して生活できるように支援する活動への助成事業です。

(取り組みの状況)

国の「障害者自立支援対策臨時特例交付金」による特別対策事業にて、実施した精神障がい者家族支援事業が終了したことから、当事者に対する支援だけでなく、互いの悩みを共有したり、情報交換する家族同士の交流活動等に対して、引き続き、地域生活支援事業の一つとして、平成25年度から行っています。

(予測)

平成25年度から引き続き、同様の趣旨の活動を行う団体に対して支援を行います。

(単位：支援団体数)

精神障がい者 家族支援事業	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画 団体数	3	3	3	3	3
実績 団体数	3				

イ ピアサポート活動支援事業 (平成25年～)

(サービスの説明)

障がい当事者の視点から、地域での自立生活を捉えたピアサポート活動に対する支援活動への助成事業です。

(取り組みの状況)

国の障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業にて、実施したピアサポートセンター等設置推進事業に代わり、飯伊圏域障がい者総合支援センターで行うピアカウンセリング講座等の事業に対して、引き続き、地域生活支援事業として行っています。

(予測)

平成25年度から引き続き、同様の趣旨の活動に対して支援を行います。

(単位：ピアサポートセンター数)

精神障がい者 家族支援事業	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画 センター数	1	1	1	1	1
実績 センター数	1				

⑫ 文化芸術活動の振興

障がい者の方の文化芸術活動については、毎年秋に開催される長野県文化芸術祭に飯田市からは年に5点から7点の出展があり、表彰を受ける方もいました。

本計画期間中において、特に在宅で暮らしている障がい者の方の文化芸術活動を振興をするため、障がい者の方や関係機関と連携し、作品展や音楽会など文化芸術活動の振興を進めていきます。

将来的には、アート販売に繋げ、自立のための所得向上を目指していきます。

(単位：回数)

文化芸術活動支援	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催数			1	1	1

参 考 资 料

26飯福審第 1 号
平成27年2月13日

飯田市長 牧野光朗 様

飯田市社会福祉審議会
本部会 委員長 澤柳忠夫

「第4期飯田市障がい福祉計画」、「飯田市子ども子育て支援事業計画及び次世代育成支援飯田市行動計画」並びに「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」について（答申）

平成26年6月25日付け26飯福第311号で諮問のありました標記の件につきまして、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 「第4期飯田市障がい福祉計画」につきましては、計画案のとおり答申いたします。
市民一人ひとりがお互いの人格と個性を尊重し合い、障がいのある人もない人も誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参画できるような地域社会を目指して、計画に基づいて着実に実施されるよう希望します。
- 2 「飯田市子ども子育て支援事業計画及び次世代育成支援飯田市行動計画」につきましては、計画案のとおり答申いたします。
子育て・子育てを支えあう「結いのまち飯田」を目指して、計画に基づいて切れ目ない支援が着実に実施されるよう希望します。
- 3 「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」につきましては、計画案のとおり答申いたします。
高齢者が安心して健やかに暮らせるまちづくりを目指して、計画に基づいて着実に実施されるよう希望します。

なお、福祉のまちづくりや、福祉サービスの現場を担う人材の確保・育成は大きな課題であることを認識して、計画の推進をはかられたい。

平成27年2月13日

飯田市社会福祉審議会
本部会 委員長 澤柳 忠夫 様

飯田市社会福祉審議会
障がい者福祉分科会
会長 宮下 智

「第4期飯田市障がい福祉計画」の審議について（報告）

平成26年6月25日に飯田市社会福祉審議会本部会より付託された、「第4期飯田市障がい福祉計画」の審議について報告します。

記

「第4期飯田市障がい福祉計画」につきましては、別紙計画案のとおり答申いたしません。

この計画は、「飯田市第4次障がい者施策に関する長期行動計画」の基本理念である『みんなちがって、みんないい。ともに暮らす結いのまちづくり』の実現をめざして、障がい者総合支援法第88条の規定に基づき策定する法定計画で、以下の基本的な考え方に則して策定しました。

- (1) 地域生活を支えるサービス支援体制の整備
- (2) 障がい(児)者の人権尊重と社会参加の推進
- (3) 安心して暮らせる地域づくり
- (4) 関係機関と連携した支援体制の充実

市民一人ひとりがお互いの人格と個性を尊重し合い、障がいのある人もない人も誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参画できるような地域社会をめざして、計画に基づいて着実に実施されるよう希望します。

飯田市社会福祉審議会本部会、障害者福祉分科会の開催状況

社会福祉審議会本部会

第4回 飯田市社会福祉審議会 本部会

平成27年6月25日(水) 鼎文化センター3階 学習展示室

協議事項：第4期飯田市障がい福祉計画策定を諮問

第5回 飯田市社会福祉審議会 本部会

平成26年11月21日(金) りんご庁舎3階 会議室1・2

協議事項：計画の策定状況についての中間報告

「第4期飯田市障害福祉計画」の説明

第6回 飯田市社会福祉審議会 本部会

平成27年2月13日(金) 飯田市役所A301・302 会議室

協議事項：飯田市社会福祉審議会から市長へ「計画案」を答申

障害者福祉分科会

第1回 飯田市社会福祉審議会 障害者福祉分科会

平成26年9月29日(月) 飯田市議会棟 第1委員会室

協議事項：1 第3期障害福祉計画 平成25年度目標値及び実績報告

2 第4期障害福祉計画の策定について

3 第4期障害福祉計画に向けての飯田市の取り組み

第2回 飯田市社会福祉審議会 障害者福祉分科会

平成26年10月22日(水) 飯田市議会棟 第2委員会室

協議事項：「第4期障害福祉計画」について

・障害福祉計画の目標値(平成27年度～平成29年度)

・サービス見込量

第3回 飯田市社会福祉審議会 障害者福祉分科会

平成26年11月19日（水） 飯田市議会棟 第2委員会室

「第4期障害福祉計画（素案）」について

- ・素案の数値、内容

第4回 飯田市社会福祉審議会 障害者福祉分科会

平成27年1月21日（水） 飯田市役所A301・302会議室

協議事項：「第4期障がい福祉計画（案）」について

- ・変更と報告
 - 「第4期飯田市障がい福祉計画」名称変更
- ・第3回分科会で出された意見への対応と確認
- ・パブリックコメントで寄せられた意見について検討

飯田市社会福祉審議会 本部会委員名簿

平成27年2月1日現在

No.	氏 名	分 科 会	所 属 団 体 等	本部会役職
1	菅沼 輝美	児童福祉分科会	飯田市民生児童委員協議会	
2	白鳥 祐祥	児童福祉分科会	飯田市私立保育園連盟	
3	代田 静子	児童福祉分科会	飯田市ひとり親家庭福祉会	
4	宮下 智	障害者福祉分科会	飯伊地区在宅知的障害者等支援連絡協議会	
5	黒岩 長造	障害者福祉分科会	飯田女子短期大学（学識経験者）	
6	三石 ヨシ子	障害者福祉分科会	飯田市手をつなぐ育成会	
7	澤柳 忠夫	高齢者福祉分科会	飯伊圏域介護保険事業者連絡協議会	委員長
8	佐藤 敏子	高齢者福祉分科会	飯伊圏域介護保険事業者連絡協議会	
9	新井 清吉	高齢者福祉分科会	飯田市民生児童委員協議会	
10	園原 長門	健康づくり分科会	飯田市公民館館長会	副委員長
11	本島 廣道	健康づくり分科会	飯田市健康福祉委員等代表者 ※26年新規	
12	岡田 慶	健康づくり分科会	飯田市食生活改善推進協議会	
13	福田 富廣	健康づくり分科会	飯田市社会福祉協議会	

飯田市社会福祉審議会本部会事務局名簿

NO.	氏 名	場 所	事務所	内 線
1	高田 清	健康福祉部長	飯田市役所 本庁舎 福祉事務所	5700
2	飯島 剛	福祉課長	飯田市役所 本庁舎 福祉事務所	5710
3	伊藤 晃	子育て支援課長	飯田市役所 本庁舎 福祉事務所	5730
4	原 章	長寿支援課長	飯田市役所 本庁舎 福祉事務所	5750
5	牧野 康剛	保健課長	飯田市役所 本庁舎	5510
6	大野 英彦	福祉課地域福祉係長	飯田市役所 本庁舎 福祉事務所	5711
7	吉沢 浩亮	福祉課地域福祉係	飯田市役所 本庁舎 福祉事務所	5712

任期：平成25年4月1日～平成28年3月31日

飯田市社会福祉審議会 障害者福祉分科会名簿

平成26年9月29日現在（50音順）

No.	氏名	所属団体等	備考
1	市瀬 満利子	飯田市社会福祉協議会	
2	小木曾 明彦	飯伊圏域障がい者総合支援センター	
3	勝又 和彦	喬木村1396-2 飯田養護学校	
4	鬼頭 利夫	飯田市ボランティアセンター	
5	木下 勝夫	飯田市身体障害者福祉協会	
6	熊谷 龍司	公募	
7	黒岩 長造	飯田女子短期大学	副委員長
8	代田 美奈	飯田児童相談所	
9	下岡 佑子	飯伊PT・OT・ST連絡協議会	
10	菅沼 守俊	長野県建築士会飯伊支部	
11	鈴木 啓二郎	飯田ハローワーク	
12	中平 和子	飯田精神障害者家族会	平成26年9月変更
13	西野 武久	飯田市民生児童委員協議会	平成26年9月変更
14	長谷川 貴之	南信地域活動支援センター	
15	原 哲夫	公募	
16	本塩 直美	公募	
17	牧島 かねよ	指定障害福祉サービス事業所	
18	三石 ヨシ子	飯田市手をつなぐ育成会	
19	宮下 智	飯伊知的障害者等支援連絡会	委員長
20	森 寿枝	公募	

任期：平成25年4月1日～平成28年3月31日

パブリックコメント

期間 平成 26 年 12 月 15 日～平成 27 年 1 月 13 日

飯田市ウェブサイトに掲載するとともに、行政資料コーナー、各自治振興センター、りんご庁舎市民証明コーナー、飯田市公民館並びに橋北、橋南、羽場、丸山及び東野公民館の窓口において公表し、書面又は電子メール等で意見を公募しました。

提出された意見と市の考え方

第 4 期飯田市障がい福祉計画は、平成 25 年 3 月飯田市第 4 次障害者施策に関する長期行動計画（平成 25 年度～平成 34 年度）の長期プラン「～みんなちがって、みんないい。ともに暮らす結いのまちづくり～」で示した、計画の基本理念と重点的な施策、基本的視点、重点的な取組等を文章化した計画の進行管理として、概ね 3 年間の具体的なサービス提供に係る事務事業や量的目標値を示しています。

提出された意見	市の考え方
<p>障がい者年金の 1 級と 2 級に差がありますが、生活実態に合わせて年金をあげてほしい。</p>	<p>ご意見をいただいたような問題があることは承知しておりますが、障害福祉年金については、市は認定や決定の権限を有しておりませんので、飯田市第 4 期障がい福祉計画の対象となる事項ではありません。</p> <p>なお、障害福祉年金の認定に関して、申請件数に対する認定件数が都道府県でかなりの差があるという実情があるようで、全国国保連合会が実態や原因等を調査しているとのこと。</p>
<p>このところ精神障がい者の犯罪が非常に増えています。「どうしてだろう」と考えて下さい。</p>	<p>犯罪白書によれば、犯罪者に占める精神障がい者及び精神障がいの疑いのある者の比率は、年々増加傾向にあるとは言え、合わせて 1%程度で推移しています。ご意見をいただいたような問題の背景には、尋常に理解しがたい犯罪や危険ドラッグ使用者による犯罪などの論評において、精神的な問題や刑事責任能力の有無が取り沙汰されたりしていることなどがあるのではないのでしょうか。</p> <p>一方、知的障がい者や精神障がい者等の刑事裁判において、社会福祉士等の専門職による社会復帰に向けた処遇を考慮するような案件も見られるようになり、司法界でも障がい者に対する社会的包摂への取組が進むことが期待されます。</p>

	<p>第4期飯田市障がい福祉計画においては、基本理念としてノーマライゼーションや社会的包摂の推進を掲げており、その基本理念に基づいて計画を進めて参ります。</p>
<p>家族が統合失調症で介護しています。誰にどのように相談したらよいかわからない。</p>	<p>ご意見の主旨は、身近な相談支援者としての保健師や民生児童委員が、ご期待に添うような対応ができていないという問題提起と思われます。</p> <p>市としては、平成24年度に策定した「飯田市第4次障害者施策に関する長期行動計画」に基づき、相談支援体制等の強化や充実について取り組んでおり、その一環として、保健師や民生児童委員に対する研修や啓発を強化してきております。</p> <p>しかしながら、保健師や民生児童委員は、障がい福祉以外にも多岐にわたる分野を担っていることから、いわゆる1次相談窓口として、南信地域活動支援センター、飯伊圏域障がい者総合支援センター、市福祉課等へつなぐことが主な役割とならざるを得ないのが実情でもあります。</p> <p>そこで、南信地域活動支援センターは、精神障がい者の皆さんの地域生活移行を進めるための相談支援を行う機関として、多くの方が利用されていますので、気軽にご利用くださるようお願いいたします。</p> <p>また、精神障がいだけではありませんが、障がい者当事者や家族の皆さんによるピアカウンセリングといった取組も盛んになっています。悩みや経験を出し合い共有することによって、当事者だけでは解決できない問題を解決する糸口が見つかったり、協力し合って取り組んでいく場になっています。そうした場もご利用くださることをお勧めします。</p> <p>今後も、関係機関や関係者の連携の強化や、人材の確保、育成に取り組んで参ります。</p>

第4期障がい福祉計画に向けて飯田市の取り組み

計画の策定にあたって、飯田市における現状の把握、課題の抽出、障がいのある人の意見を反映することを目的に、障がい者意向調査と関係団体との懇談会を実施しました。

障がい者の意向調査：第3期作成時はアンケート調査をしましたが、今回は、より実態把握と担当職員が共感でき策定に反映できるよう、障がい者団体の聞き取り8団体、重度で外出等困難な方へは家庭訪しての聞き取りを5人、6月～8月に約100人位の方々の意見を伺いました。家庭訪問では、個々の意向をより具体的に直接お聞きすることができました。

法的根拠

<p>○障害者総合支援法（抜粋） (市町村障害福祉計画) 第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。 2～4 略 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。</p>

主な質問項目

分類	内容・利用目的
生活の状況	・どのように暮らしていますか(住まい、昼間の過ごし方、介護者、外出等)
	・日常生活での悩みや不安はありますか
	・困った時は誰に相談していますか
	・急な体調不良や災害のときなどの心配ごと
	・就労状況、働くための支援を受けていますか
福祉サービスや医療ケア	・現在、利用しているサービスは何ですか、
	・相談支援専門員の利用について
	・障がい福祉サービスの情報はどこで得ていますか
	・将来の生活への希望、やってみたいと思う事

	・いいだ成年後見センターを知っていますか
地域の暮らし	・地域で暮らすための支援に何が必要か
その他ご意見	・行政に期待することなど、何かご意見はありますか

聞き取り調査のまとめ

障がい者等関係団体・会 8団体

1 飯田手話サークル・飯伊聴覚者協会 6/10

主な意見 5件

- ・聴覚障がいはコミュニケーション障がい、情報障がいである
- ・手話通訳派遣—当事者からの手話通訳派遣要請ではなく、主催者側から準備してほしい
- ・市議会等字幕スーパー、文字情報にしてほしい、災害時の情報もである
- ・手話通訳者の人数確保
- ・手話の普及

2 精神障がい者の問題を考える会 6/18 7/17

主な意見 5件

- ・病気を理解してほしい
- ・親亡き後のサポート体制、相談できる支援体制が必要。相談員、傾聴ボランティア、ピュアカンが必要、同じ目線で話す人が必要、同世代の仲間が必要
- ・家族支援が必要—親子で、家族が地域社会から孤立している場合がある
- ・グループホームがもっとほしい、プライバシーが守れる所がいい
- ・年金だけで暮らしていくのは、難しい

3 重心家族会 7/13

主な意見 8件

- ・社協の障がい者福祉、特に重心児者への関わりを増やしてほしい
- ・将来の生活の場の確保
- ・県からの看護師助成金の打ち切りに対しての、圏域としての対応を早急にしてほしい
- ・障がい者相談員のスキルアップ
- ・福祉課に専門職員の配置を
- ・障がい者トイレ大きなベットが欲しい
- ・生活ケアセンターを重心児者のセンター的役割として充実させてほしい

4 飯田市身体障害者福祉協会 7/28

主な意見 3件

- ・会員の高齢化と若い世代の減少により会員の激減、協会に入らない障がい者が多く、協会が成り立たない

- ・潜在的差別がある

5 飯田市手をつなぐ親の会・本人部会 8/2

主な意見 5件

- ・当事者利用のサービスと家族支援が一緒にできるものはないか
- ・移動支援が必要
- ・仕事がしたい、お嫁さんか瀬欲しい
- ・年金を減らさないでほしい。
- ・施設入所利用者の、帰省、家族面接への補助について

6 視覚障害者福祉協会南信支部 7/18

主な意見 3件

- ・防災について、一時避難は地域で、長期になった場合の避難計画について
- ・新庁舎利用の支援内容について
- ・選挙投票に対する対応について

7 虹の会 7/24

主な意見 4件

- ・自閉症への理解
- ・就労の保障
- ・親亡き後の自立
- ・障害福祉サービス、相談支援専門員利用の普及を

8 飯田かざこし会 7/25

主な意見 4件

- ・介護者の会、情報を得る場、交流の場が必要
- ・相談員が足りない
- ・精神障がいの理解を
- ・親が高齢で家族会の運営が難しい

個人からの聞き取り 5人

在宅で、外出が自由にできない人、重度で福祉サービスを利用し自立している方を訪問した。ゆったりと伺うことができました。

Iさん 区分5、一人暮らし、訪問看護利用、居宅介護月 102 時間利用、一日5人のヘルパー対応、移動支援利用
--

- ・外出一週2回地活活動支援センター利用 ピアサポート活動月1回、障害者スポーツ車イスバスケット参加
- ・ヘルパー利用一味、身体介護等覚えていただくのに時間がかかる、ヘルパーは自分で育てるものだと思っている
- ・在宅生活は、地域のつながりの中で、SOSの対応もしてくれるし、自分も地域の役割が担える
- ・障がい者スポーツは仲間づくりと、積極的な生活づくりにとても良い
- ・体調を崩した時が一番不安である
- ・使いやすい家がほしい—安心、経済、危険回避を考えると、グループホームも良いが、土日は自宅でのんびりしたい

H姉妹 二人とも区分2 脳性麻痺、小学校より肢体自由施設入所利用、姉一般就労の経験あり、妹車運転、バリアフリーの家を建て周辺はほぼ自立、高齢な母親と3人暮らし

- ・障がい者同士より地域の人、一般的な人とのつながりを希望している
- ・外出の機会が減っている
- ・体の不調訴える
- ・家族全体のトータルな支援が必要 —ケアマネ、相談支援専門員の連携が必要

Kさん 区分4 市の障害者住宅利用、一人暮らし、居宅介護月90時間利用、一日3人ヘルパー対応、施設入所待機者

- ・病気がわかって、隠さず、かばうこともされず、当たりまえに何でもやってきた家の事を何でもやらされたが、それが今役立っている、
- ・買い物、料理できるところは自分です
- ・福祉用品ネットで購入—早い、安い
- ・福祉に無駄なお金が多く使われている—指定業者がいてとても高い、もっと安くできる
- ・パソコンを習い、声が出なくなったら意志を伝える方法にしたい、絵が描きたい
- ・不自由だが不便とは思わない
自由はないけど、不自由はない（在宅には選択肢がある）

Uさん 区分6 中途障害、介護保険サービス利用、実家の横にバリアフリーの家を建て、一人暮らし、訪問看護週3回、訪問入浴週2回、訪問リハビリ週1回、地域リハビリ利用

- ・福祉計画に当事者の参加を
- ・一般健診を受けたい
- ・災害時の対応、特に停電への対応を考えてほしい

- ・介護用品、医療用品の価格が高い、ネットショップの購入も考えてほしい
- ・読み聞かせのボランティアをしたいが、講習に参加できない
- ・編み物、パッチワークの作品を売る場が欲しい、仕事がしたい
- ・人と話す聞くことはできるので、精神障がいの方の役に立ちたい
- ・健全者、障がい者が関係なく触れ合える飯田市であってほしい

国の基本指針で示された事項

「平成 26 年 5 月 15 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知」による。

1. 障がい福祉計画の作成に係る平成 29 年度の目標設定

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成 25 年度末における施設入所者の 12%以上が平成 29 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 29 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 25 年度末時点から 4%以上削減することを基本とする。
2	入院中の精神障がい者の地域生活への移行	良質かつ適切な精神障がい者に対する医療の提供を確保するため、平成 29 年度における入院後 3 か月経過時点の退院率を 64%以上、平成 29 年度における入院後 1 年経過時点の退院率を 91%以上、平成 29 年 6 月末時点における長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%以上減少することを基本とする。
3	地域生活支援拠点等の整備	市町村又は各都道府県が定める障がい福祉圏域において、平成 29 年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。
4	福祉施設から一般就労への移行等	平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上にする。 ・平成 29 年度末における利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加 ・全体の 5 割以上の事業所が就労移行率 3 割以上を達成
5	その他	障がい児支援体制の整備（新規）、計画相談の連携強化（新規）、研修、虐待防止等

2. サービス見込み量を定める主な事項

※サービス見込み量は原則として、県計画が国の基本指針の目標数値から算定した量を基に定める。

訪問系サービス

事項	内容
居宅介護・度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

日中活動系サービス

事項	内容
生活介護	現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して利用者数及び量の見込みを定める。
自立訓練（機能訓練）	現に利用している者の数、障がい者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
自立訓練（生活訓練）	現に利用している者の数、障がい者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
就労移行支援	現に利用している者の数、障がい者のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込

事項	内容
	まれる者の数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
就労継続支援（A型）	現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
就労継続支援（B型）	現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
療養介護	現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
短期入所	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

居住系サービス

事項	内容
共同生活援助 共同生活介護	福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している者の数、障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の数等を勘案して見込んだ数から、利用者数及び量の見込みを定める。
施設入所支援	ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、利用者数及び量の見込みを定める。

相談支援

事項	内容
計画相談支援	障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
地域移行支援	施設入所者の数、入院中の精神障がい者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。なお、設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が、対象者数及び量を見込むこととする。
地域定着支援	居宅において、単身である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

3. その他

(1) 制度改正による障がい者の対象の増加

平成 25 年 4 月 1 日に施行された「障害者総合支援法」により、障がい者の範囲が拡大されており、難病、保護施設・矯正施設・更生保護施設に入所等している障がい者が加えられた。

(2) 計画の作成プロセスに関する事項

障がい福祉計画に定めるべき事項について、調査、分析及び評価を行うことに関する規定の整備（PDCAサイクルの導入）→*飯田市は「事務事業評価」により対応済みであり、そのことを盛り込む。

(3) 都道府県計画及び圏域計画との調整

都道府県が示す障がい福祉圏域内の事業目標値・サービス見込量を参考に、南信州広域連合地域自立支援協議会が圏域内調整を図り、より圏域のニーズに合った計画にする。

飯田市社会福祉審議会 障害者福祉分科会 事務局名簿

(平成 26 年 9 月 29 日現在)

部・課・係名等	氏 名	内 線	備 考
健康福祉部長	高田 清	5700	
福祉課長	飯島 剛	5710	
障害福祉係長	北沢千恵美	5714	
地域リハビリテーション担当専門技 査	塚原 茂樹	5715	理学療法士
地域リハビリテーション	池田 優子	5347	作業療法士・子育て支援課 兼務
障害福祉係	片桐 隆文	5715	
〃	後藤あゆみ	5716	
〃	松野 由幸	5714	
〃	小澤 康茂	5717	
〃	春日佳奈子	5717	
〃	吉川 愛子	5718	手話通訳者
〃	宮下和加奈	5716	

本計画における「障害」表記は、長野県のガイドラインを参考に、「障がい」と「障害」を使用しています。

長野県「障害」表記のガイドライン

平成 26 年 2 月 7 日

1 趣旨

「障害」の「害」という漢字の表記については様々な意見があるが、その一つに「害」の字には「害悪」等の負の印象があり、表記を変更するべきとの意見がある。しかし、現在は「障害」に替わる定着した用語がない。

このため、県では、人に対して「害」の字が使われることに不脚感を持つ障害のある人の思いに配慮するとともに、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現を推進する観点から、「障害」の「害」をひらがなで表記することとする。

2 表記の取扱い

(1) 「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記する。

(2) 例外として、次の場合は従来の「障害」の表記を用いる。

ア 法令の名称や用語を用いる場合

イ 他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合

ウ 令達文（条例、規則、訓令、達、指令）及び公示文（告示、公告）において表記する場合等

3 対象とする文書

新たに作成、発出及び改定する公文書等（一般文、会議資料、広報資料、ホームページ等）のうち、変更可能なものとする。なお、これまで作成した公文書等の変更は行わないものとする。

4 実施時期

平成 26 年 4 月 1 日から（なお、これ以前であっても、可能なものから表記の変更に努めることとする。）